

令和4年度第1回四街道市総合計画審議会

会議次第

日 時：令和4年5月20日（金）

14：00～

場 所：四街道市役所新館5階第1会議室

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 開 会
4. 会長選出
5. 会長あいさつ
6. 会長代理指名
7. 会長代理あいさつ
8. 会議の公開・非公開
9. 議 題
 - (1) 新たな四街道市総合計画について
 - (2) その他
10. 閉 会

新たな四街道市総合計画策定方針（案）

1. 策定方針について

本方針は、新たな四街道市総合計画（以下「新総合計画」という。）の策定にあたって、基本的な考え方や必要な事項を定めるものです。

2. 計画策定の趣旨（背景）

本市では、市政における最上位の計画として、平成26年3月に四街道市総合計画（以下「現総合計画」という。）を策定し、将来都市像「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現に向け、計画に位置付けた諸施策を積極的に推進し、その着実な進展を図っているところです。

これまで少子高齢化に伴う人口構成の不均衡への対応や近年頻発する大規模災害等を教訓とした防災・減災対策などに取り組んできた現総合計画は、令和5年度で満了を迎えます。

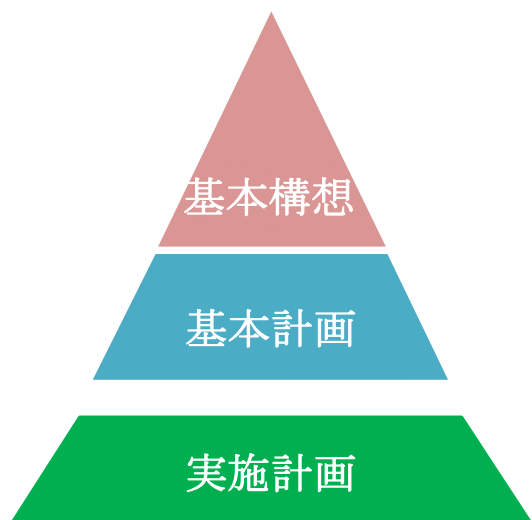
現総合計画の策定から8年が経過した現在、日本全体では引き続き人口が減少している中で、本市は人口増加が続いている数少ない自治体のひとつとなっています。しかし、将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡をはじめ、大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症などの諸課題への対応のほか、デジタル社会の進展や脱炭素社会の加速、持続可能な開発目標（SDGs）の実践など、本市を取り巻く環境の変化に適切に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、これまでのまちづくりの基盤を継承しながら、社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズに対応した誰もが暮らしやすいまちに向け、新総合計画を策定します。

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

新総合計画は、市政運営を総合的かつ計画的に推進するための最上位の計画と位置付け、「基本構想」・「基本計画」で構成します。また、計画に基づく具体的事業を「実施計画」で示します。



○基本構想 **《議決事項》**

中長期的な将来ビジョンとして、本市が目指すまちのイメージやまちづくりの方向性を示します。

○基本計画 **《議決事項》**

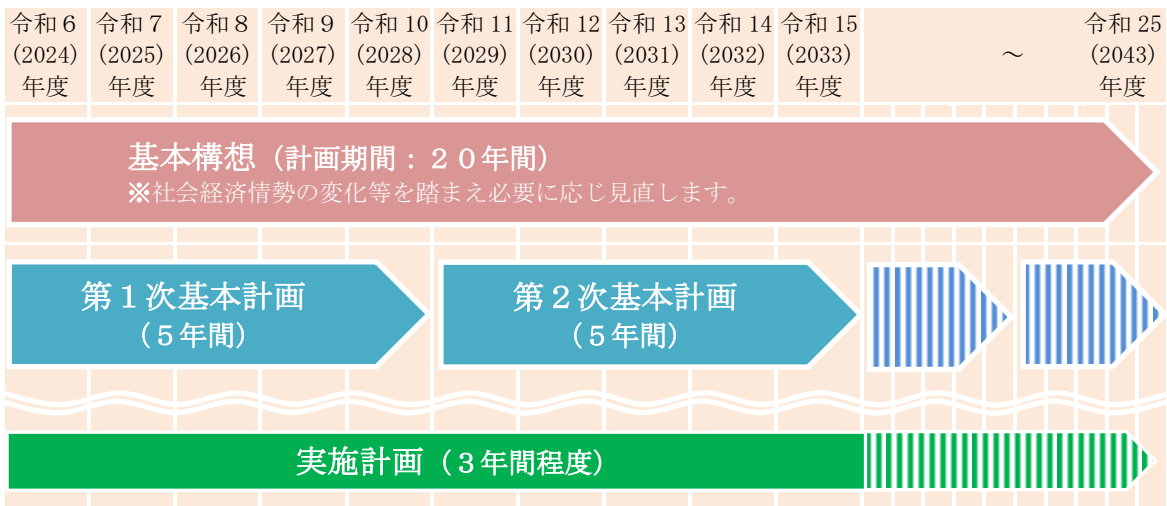
基本構想に基づき、その実現に向けた施策を体系的に定めるとともに、重点的に取り組むプロジェクトを示します。

・実施計画

総合計画の着実な推進を図るため、各施策・取組の展開に必要な具体的事業を示します。

(2) 計画期間

基本構想	(計画期間) 20年間 ※社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直します。
基本計画	(計画期間) 5年間
実施計画	(計画期間) 3年間程度



4. 策定における視点

(1) 変化に対応できる計画

本市をとりまく社会経済情勢や行政需要の変化及び市民意識調査に基づく市民ニーズなどを把握・分析し、各分野における諸課題に適切に対応する計画とします。

また、基本構想では、これまで築いてきたまちづくりの流れを踏まえつつ、20年先を見据えた長期的な将来ビジョンを示すとともに、社会経済情勢の変化等を適切に捉えたまちづくりを進めるため、基本計画では、5年間を計画期間とし、さらに具体的な事業を実施計画にて示すことで、変化に対応できる長期的なまちづくりに取り組みます。

(2) 市民とともに創る計画

総合計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で、新しい生活様式を踏まえインターネット等を活用した市民参加手法を実施し、市の将来を担う若い世代をはじめ、多くの市民や事業者、団体等が四街道市のまちづくりに参画しながら、ともに考え、ともに創り、ともに実践していける計画となるよう創意工夫しながら進めます。

(3) 実効性のある計画

本市がめざすまちの将来都市像の実現に向けて着実に前進していくため、市の財政状況を踏まえつつ、重要度の高い施策や緊急度の高い事業などを優先して実施します。

また、各施策の推進にあたり、組織横断的な視点を取り入れるとともに、重点的に取り組む分野を定めることで、効率的で効果的な計画とします。

さらに、計画策定後の実効性を確保するため、各施策・事業を所管・推進する部署による進捗状況の点検・分析や適切な指標設定による達成度評価など、適正なPDCAの仕組みを構築します。

(4) 持続可能なまちづくりのための計画

本市の発展に向けて、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の観点を取り入れた計画とします。

5. 策定に向けた体制

(1) 四街道市総合計画推進本部

市長を本部長とする「四街道市総合計画推進本部」において、組織横断的な調整、調査・検討を行い、庁内での最終的な意思決定を行います。

(2) 四街道市総合計画審議会

市民や関係団体、外部有識者等で構成する「四街道市総合計画審議会」において、市長の諮問に基づき、必要な調査・審議を行い、各分野の専門的な知見を集約し、策定の各段階において有効に活用していきます。

(3) 市民参加等

広く市民等の意見やニーズの把握に努めるため、「四街道市総合計画審議会」への市民参画をはじめ、市民意識調査結果の活用や市民会議（ワークショップ）、市民意見提出手続き（パブリックコメント）などの多様な市民参加手続きのほか、オンラインによる市長との意見交換会を実施するなど、多くの市民参画のもと、これらを十分に活かした計画を創ります。

(4) 市議会

本市の条例において、基本構想及び基本計画の策定にあたっては、それぞれ市議会の議決を経るものと規定していることから、基本構想及び基本計画の各案を議案として市議会に提出します。なお、議案提出に限らず必要に応じて情報提供を行います。

■ 新たな四街道市総合計画策定スケジュール（参考）

新たな総合計画の策定は、以下のスケジュールを予定している。

年月		総合計画推進本部	総合計画審議会	市民参加		
令和3年度 (2021年度)				市民意識調査 10月		
令和4年度 (2022年度)	4月	策定方針 作成				
	5月		第1回審議会			
	6月					
	7月	基本構想 骨子案作成	適宜 開催	意見 交換会 ★	若者 子育て世代 アンケート ★	
	8月					
	9月					
	10月					ワーク ショップ
	11月					
	12月					
	1月					アイデア 募集
	2月					
	3月					
令和5年度 (2023年度)	4月			基本計画 骨子案作成		タウン ミーティング ★
	5月					
	6月					
	7月	基本構想・基本計画 案作成				
	8月		諮問			
	9月	基本構想・基本計画 原案作成				
	10月		答申			
	11月					
	12月			パブリック コメント		
	1月	基本構想・基本計画 議会上程案作成				
2月						
3月	議案審議					